

令和4年12月15日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和3年(ネ)第588号 個人番号利用差止等請求控訴事件

(原審 大阪地方裁判所平成27年(ワ)第11996号、平成28年(ワ)第2023号、同第2895号)

口頭弁論終結日 令和4年8月23日

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人らに係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律2条5項に定める個人番号を収集、保存、利用及び提供してはならない。
- 3 被控訴人は、保存している控訴人らの個人番号を削除せよ。
- 4 被控訴人は、別紙控訴人目録記載の控訴人らに対し、それぞれ1.1万円及びこれに対する平成28年4月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要等（以下、特記しない限り略称は原判決の例による。）

1 事案の要旨

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）2条5項が定める個人番号（いわゆるマイナンバー）の付番を受けた控訴人らを含む原判決別紙原告目録【A】～【C】記載の合計145名（以下「1審原告ら」という。）が、被控訴人が、番号利用法に基づき個人番号を含む

個人情報収集等する番号制度を構築し、運用することにより、憲法13条によって保障される1審原告らのプライバシー権（自己情報コントロール権）等を侵害され、又は侵害されるおそれがあり、これにより精神的苦痛を被ったと主張して、被控訴人に対し、(1)プライバシー権（自己情報コントロール権）等に基づく妨害予防請求として個人番号の収集等の差止めを、(2)妨害排除請求として個人番号の削除をそれぞれ求めるとともに、(3)国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づく損害賠償請求として、それぞれ11万円（慰謝料10万円及び弁護士費用1万円の合計額）及びこれに対する各事件の訴状送達の日翌日（大阪地方裁判所平成27年(ワ)第11996号事件につき平成27年12月26日、平成28年(ワ)第2023号事件につき平成28年3月29日、同第2895号事件につき同年4月14日）から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原審が1審原告らの請求をいずれも棄却したところ、これを不服として1審原告らのうち控訴人らが本件控訴をした。

なお、国賠法1条1項に基づく損害賠償請求（遅延損害金の請求部分）につき、別紙控訴人目録番号1ないし41記載の控訴人ら（原審において附帯請求として平成27年12月26日からの遅延損害金を請求）及び同目録番号42ないし75記載の控訴人ら（原審において附帯請求として平成28年3月29日からの遅延損害金を請求）の控訴の範囲は第1の4のとおりである。

2 前提事実

(1) 当事者

控訴人らは、別紙控訴人目録の住所欄記載の市区町村の住民基本台帳に記されている者であり、法2条5項に定める個人番号の付番を受けている（弁論の全趣旨）。

(2) 番号利用法及び番号制度の概要（以下、本件判決中の番号利用法及び番号利用法施行令の条文は、特記しない限り、当審の口頭弁論終結時に施行され

ているものを指す。)

ア 概要

番号利用法は、番号制度の枠組みについて定めており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）等の関連法律とともに、平成25年5月31日に公布、平成27年10月5日に施行され、同日から個人番号の指定・通知が行われるとともに、平成28年1月1日から、個人番号の利用が開始されている。

イ 目的

番号利用法は、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用し、並びに当該機能によって異なる分野に属する情報を照合してこれらが同一の者に係るものであるかどうかを確認することができものとして整備された情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これにより、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図り、かつ、これらの者に対し申請、届出その他の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにすることをその目的として掲げている（法1条）。

ウ 用語の意義

番号利用法上用いられている以下の各用語の意義は次のとおりである。

(ア) 個人番号

個人番号とは、法7条1項又は2項の規定により、住民票コード（住民基本台帳法7条13号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）

を変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいい（法 2 条 5 項）、全国を通じて重複のない唯一無二の 11 桁の番号及び 1 桁の検査用数字により構成されている（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 155 号）（以下「施行令」という。） 8 条）。

(イ) 個人番号カード

個人番号カードとは、氏名、住所、生年月日、性別（これらを合わせて、以下「基本 4 情報」という。）、個人番号その他政令で定める事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他主務省令で定める事項が電磁的方法により記録されたカードであって、番号利用法又は番号利用法に基づく命令で定めるところによりカード記録事項を閲覧し、又は改変する権限を有する者以外の者による閲覧又は改変を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置が講じられたものをいう（法 2 条 7 項）。

(ウ) 特定個人情報

特定個人情報とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。後記(エ)において同じ。）をその内容に含む個人情報をいう（同条 8 項）。

(エ) 特定個人情報ファイル

特定個人情報ファイルとは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう（同条 9 項）。

(オ) 個人番号利用事務等

a 個人番号利用事務とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が法 9 条 1 項から 3 項までの規定によ

りその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいい（法２条１０項）、個人番号利用事務実施者とは、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう（同条１２項）。

- b 個人番号関係事務とは、法９条４項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいい（法２条１１項）、個人番号関係事務実施者とは、個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう（同条１３項）（以下、個人番号利用事務と個人番号関係事務を併せて「個人番号利用事務等」といい、個人番号利用事務実施者と個人番号関係事務実施者を併せて「個人番号利用事務等実施者」という。）。

(カ) 情報提供ネットワークシステム

情報提供ネットワークシステムとは、行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び地方公共団体情報システム機構（以下、単に「機構」という。）並びに法１９条８号に規定する情報照会者及び情報提供者（以下「情報照会者等」という。）並びに同条９号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者をいう。）の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる同条８号又は９号の規定による特定個人情報の提供を管理するために、法２１条１項の規定に基づき内閣総理大臣が設置し、及び管理するものをいう（法２条１４項）。

情報照会者等は、情報提供用個人識別符号を内閣総理大臣から取得す

ることができる。同取得は、情報照会者等が取得番号（当該取得に関し割り当てられた番号であって、当該情報提供用個人識別符号により識別しようとする特定の個人ごとに異なるものとなるように割り当てられることにより、当該特定の個人を識別できるもののうち、個人番号又は住民票コードでないものとしてデジタル庁令で定めるもの。以下「取得番号」という。）を機構を通じて内閣総理大臣に対して通知し、及び内閣総理大臣が当該取得番号と共に当該情報提供用個人識別符号を、当該情報照会者に対して通知する方法で行われる（法 21 条の 2）。

(キ) 情報提供等記録開示システム

情報提供者及び情報照会者は、法 19 条 8 号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、①情報照会者及び情報提供者の名称、②提供の求めの日時及び提供があったときはその日時、③特定個人情報の項目などの法 23 条 1 項各号及び同条 2 項各号所定の事項（以下「情報提供等記録」という。）を記録し、一定期間保存するものとされ（同条 1 項、2 項）、かつ、内閣総理大臣は、同じ情報を情報提供ネットワークシステムに記録し、一定期間保存することとされている（同条 3 項）。

情報提供等記録開示システム（通称「マイナポータル」。以下「マイナポータル」という。）とは、内閣総理大臣の使用に係る電子計算機と法 23 条 3 項に基づき情報提供等記録が情報ネットワークシステムに記録された特定個人情報について内閣総理大臣に対して個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）76 条の規定による開示の請求を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、その者が当該開示の請求を行い、及び内閣総理大臣がその者に対して個人情報保護法 82 条の規定による通知を行うために設置し、及び運用されるものをいう（法附則 6 条 3 項等）。

(ク) 特定個人情報保護評価

特定個人情報保護評価とは、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生
の危険性及び影響に関する評価をいう（法２７条１項）。

3 争点

- (1) 争点(1)－番号制度が控訴人らの憲法上の権利を侵害するか否か
- (2) 争点(2)－損害の発生及びその額について
- (3) 争点(3)－控訴人らの個人番号の削除及び収集等の差止めの必要性について

4 争点に関する当事者の主張

原判決「事実及び理由」中、「第２ 事案の概要」欄の４を引用する。

ただし、引用部分に係る番号利用法の条項は、令和３年法律第３７号による
改正前のものである。

5 原審の判断

原審は、争点(1)（番号制度が控訴人らの憲法上の権利を侵害するか否か）につ
き、憲法１３条の規定する個人の私生活上の自由には、何人も、個人に関する
情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由があるにとどまらず、個
人に関する情報をみだりに収集、保有、管理又は利用されない自由をもその内
容に含むとした上で、番号制度が同自由を侵害するか否かについては、①番号
制度に基づく個人番号及び特定個人情報の収集等について法律又は条例の根
拠が存するか否か、②番号利用法に定める番号制度の目的が正当といえるか否
か、③番号制度がその正当な目的に適合するといえるか否か、④法制度上又は
システム技術上の不備により、個人番号及び特定個人情報法令等の目的に基
づかずに、又は、番号利用法の定める目的の範囲を逸脱して、第三者又は行政
機関に収集等される具体的危険性が生じていないといえるか否かについて慎
重に判断し決すべきであるとした。その上で、①番号制度に基づく個人番号
及び特定個人情報の収集等について法律上の根拠が存在し、②番号利用法に定
める番号制度の目的は正当であり、③番号制度はその正当な目的に適合してい

るといえるし、④番号制度において、法制度上又はシステム技術上の不備により、個人番号及び特定個人情報が法令等の目的に基づかずに、又は、番号利用法の定める目的の範囲を逸脱して、第三者又は行政機関に収集等される具体的危険性が生じているということとはできないから、番号制度が、控訴人らの個人に関する情報をみだりに収集、保有、管理若しくは利用され、又は第三者に開示若しくは公表されない自由を侵害するものとはいえず、違憲であるということとはできないと判断し、その余の争点（争点(2)（損害の発生及びその額）及び同(3)（控訴人らの個人番号の削除及び収集等の差止めの必要性について））を判断するまでもなく控訴人らの請求はいずれも理由がないとした。

6 当審における控訴人らの主張

(1) 基本的人権侵害の具体的危険性

番号制度の導入により、行政機関等が従来から保有している様々な大量の個人情報が個人番号という共通の識別子と結びつけられ、その結果、データマッチングやプロファイリングが飛躍的に効率化される。マイナンバー及びマイナンバーカードを通じた国家や大企業による個人情報の集約化は、国家による監視社会化につながり、国家が個人の正確な情報をもとに個人情報の紐付けを広範囲に行うことにより、本来、国家からのぞき見られることのない思想信条といった個人の内心が露わにされ、思想良心の自由（憲法19条）が侵害されるなど、プライバシーをはじめとする基本的人権の侵害につながる具体的危険性がある。

すべての国民の同一性を認識し、それによってあらゆる個人情報を個人番号のもとに紐付けることのできる制度を設けたこと自体違憲というべきである。

(2) 法制度上の保護措置の不十分性

ア 刑事事件捜査における証拠収集に関する問題点

刑事事件の捜査のための個人番号の取得については、令和3年法律第3

7号による改正前の番号利用法19条14号(同改正後は法19条15号。以下、現行法の法条を用いる。)、法36条及び施行令34条により個人情報保護委員会の監督が及ばない。刑事事件において、任意捜査の方法で情報収集がされた場合は、司法による事前審査が及ばないし、収集された証拠が公判に提出されなければ、裁判所においてかかる証拠収集がされたことを認識する機会もなく、司法による事後的審査も及ばない。公安警察活動における証拠収集についても、同様に司法審査は及ばない。それにもかかわらず、刑事事件の捜査のための個人番号の取得に個人情報保護委員会の監督が及ばないのであれば、捜査機関によって刑事事件の捜査等の名目で特定個人情報が濫用的に収集されるおそれがある。捜査機関が一旦個人番号を取得し、その個人番号を起点として、税金、年金、社会保険、銀行預金等の様々な個人情報が紐付けられ、データベースが構築されると、個人に関する様々な情報が一元的に管理され、個人のプライバシーが侵害される。このような重大なプライバシー侵害の危険性を有する番号利用法の違法性、違憲性は明らかである。

イ 法19条15号及び法19条17号(令和3年法律第37号による改正前の番号利用法19条16号)による委任が白紙委任である問題点

法19条は、特定個人情報の提供を原則として禁止、その例外を各号で列挙する形になっているが、法19条15号は「その他政令で定める公益上の必要があるとき」とのみ規定して、政令に例外を委任している。公益上の必要という例外要件は極めてあいまい不明確であるが、番号利用法1条の目的からすれば、公益上の必要があるといえるためには、税、社会保障、災害分野での連携に関するものでなければならないはずである。しかし、施行令別表各号は、破壊活動防止法に基づく調査や刑事事件に関する捜査等、税、社会保障、災害分野とは関係のないものにつき情報連携を認めている。このように施行令別表各号が、公益上の必要があるとはいえない

いものを規定しているにもかかわらず、これらが委任の範囲内にあるというのであれば、法 19 条 15 号の委任が白紙委任であるというほかないし、白紙委任でないとしても、施行令別表各号の規定は委任の範囲を超えたものということになり、法律上の根拠なく控訴人らの憲法上の権利を制約するものとして憲法 41 条に違反し、控訴人ら個人の情報をみだりに収集、提供するものとして同法 13 条に違反する。

同様に、法 19 条 17 号も、特定個人情報の情報連携が例外的に認められる場合として、「その他これらに準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定めるとき」と規定しているが、規則で例外を定めて良い場合の具体的な例示の列挙すらなく、白紙委任であるというほかないから、憲法 41 条に違反する。また、個人情報保護委員会が監督対象である行政同様に情報提携の例外設定権限を持つことになれば、行政機関の恣意に基づく情報提供範囲の拡大を引き起こしかねない。したがって、法 19 条 17 号は、個人の情報をみだりに提供(収集)されることを抑止できるものではなく、むしろ拡大のおそれすらあるから、目的達成手段としては著しく合理性を欠き、憲法 13 条に違反する。

ウ 顔写真データ、マイキー ID 及び電子証明書の発行番号に係る問題点

(ア) 個人番号カードには顔写真が貼付されているが、この顔画像のデータは機構が保有している。機構は、令和 3 年 9 月 1 日から国と地方公共団体が共同で管理する法人となっている。顔写真から個人識別ができる顔認識技術はすでに高度に発達しているから、機構が一元的に管理する顔写真が恣意的に運用されれば、プライバシーを侵害する具体的な危険が生じる。さらに、このような顔認識技術がマイナンバーによって収集された個人情報と結び付けられれば、国による国民の徹底した監視が可能になる。このようにマイナンバー制度は個人番号カードの顔写真とあいまってプライバシーに対する重大な権利侵害の具体的な危険を有している。

(イ) 国は、個人番号カードの活用策のひとつとしてマイキープラットフォーム構想を進めてきた。マイキープラットフォームとは、個人番号カードを活用し、公共施設など様々な利用者カードを1枚にするとともに、各自治体のボランティアポイントや健康ポイントなどをクラウド化させることにあわせ、クレジットカードなどのポイントやマイレージを地域経済応援ポイントとして全国各地に導入・合算し、様々な住民の公益的活動の支援と地域の消費拡大につなげることを目的としたものとされる。国民がマイキープラットフォームのサービスを利用するには、マイキーIDの取得が必要である。マイキーIDは、自動的に設定される8桁の英数字からなり、個人番号と同様に国民等と1対1の関係になっている個人の特定が可能な識別子であるが、マイナンバーのような利用規制はない。

また、個人番号カードのICチップ内の利用者証明書には発行番号が格納されており、これも個人番号と事実上同一の機能を果たすが、マイキーID同様、管理・利用などの制限がない。個人番号とマイキーID及び上記発行番号の結びつきは機構が管理している。機構は全国民の基本4情報（氏名・住所・生年月日・性別）に加えて、個人番号、住民票コード、変更履歴といった本人確認情報を管理しているから、これらの情報を使えば、個人番号に紐付けられた個人情報と電子証明書の発行番号に紐付けられた情報を名寄せすることが可能になる。このような使い方がされれば、プライバシーが侵害される。しかも、個人番号カードと健康保険証や運転免許証との一体化が進められる（甲66～68）など、個人番号カードの所持は事実上強制されつつある。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、原判決と同じく、番号制度に基づく個人番号及び特定個人情報の収集等については法律上の根拠が存在し、番号利用法に定める番号制度の目的は正

当であり、かつ、番号制度がその正当な目的に適合するといえらるとともに、番号制度において、法制度上又はシステム技術上の不備により、個人番号及び特定個人情報等が法令等の目的に基づかずに、又は、番号利用法の定める目的の範囲を逸脱して、第三者又は行政機関に収集等される具体的危険性が生じているということとはできないのであるから、番号制度は、控訴人らの個人に関する情報をみだりに収集、保有、管理若しくは利用され、又は第三者に開示若しくは公表されない自由を侵害するものとはいえず、控訴人らの憲法上の権利を侵害するものということとはできないから、その余の争点について判断するまでもなく、控訴人らの請求はいずれも理由がないものと判断する。

2 番号利用法及び番号制度について

前記前提事実に加え、後掲の証拠及び弁論の全趣旨を総合すると、番号利用法及び番号制度について、以下の事実が認められる。

(1) 個人番号の付番

個人番号の付番等につき、番号利用法は、以下のとおり定めている。

ア 個人番号の生成

市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、個人番号を新たに指定し、又は変更するときは、あらかじめ機構に対し、当該指定しようとする者に係る住民票に記載された住民票コードを通知するとともに、個人番号とすべき番号の生成を求めるものとする（法8条1項）。これを受けて、機構は、①住民票コードを変換して得られる番号で、②他のいずれの個人番号とも異なり、③住民票コードを復元することのできる規則性を備えない番号を生成し、速やかに当該市町村長に対し、通知する（同条2項）。

イ 個人番号の指定及び通知

市町村長は、いずれの市町村（特別区を含む。以下同じ。）においても住民基本台帳に記録されたことがない者について、新たにその市町村の住民基本台帳に記録されるべき者につき住民票の記載をする場合において、

住民票に住民票コードを記載したときは、速やかに、機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知しなければならない（法7条1項）。

番号利用法の施行日において現に当該市町村の備える住民基本台帳に記載されている者については、経過措置として、機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知しなければならない（法附則3条1項）。

ウ 個人番号の変更

市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者の個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、その者の請求又は職権により、その者の従前の個人番号に代えて、機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、速やかに、その者に対し、当該個人番号を通知しなければならない（法7条2項）。

(2) 個人番号の利用範囲

番号利用法は、個人番号の利用範囲について、①国・地方の機関での社会保障分野、国税・地方税の賦課徴収及び防災に係る事務での利用（法9条1項、2項、法別表第1）、②戸籍関係情報の提供等に関する事務（法9条3項）、③当該事務に係る申請・届出等を行う者（代理人、受託者を含む）の事務処理上必要な範囲での利用（同条4項）、④災害時の金融機関での利用（同条5項）、⑤法19条13号ないし17号により特定個人情報の提供を受けた者による必要な限度での利用（法9条6項）に限定して列挙している。

(3) 特定個人情報の提供等の制限

ア 特定個人情報の提供の制限

番号利用法は、特定個人情報の提供の範囲について、以下の①ないし⑰の各場合を列挙している（法19条）。

- ① 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供するとき（１号）。
- ② 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき（１２号に規定する場合を除く。）（２号）。
- ③ 本人又はその代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき（３号）。
- ④ 一の使用者等（使用者、法人又は国若しくは地方公共団体）における従業者等（従業者、法人の業務を執行する役員又は国若しくは地方公共団体の公務員）であった者が他の使用者等における従業者等になった場合において、当該従業者等の同意を得て、当該一の使用者等が当該他の使用者等に対し、その個人番号関係事務を処理するために必要な限度で当該従業者等の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき（４号）。
- ⑤ 機構が法１４条２項の規定により個人番号利用事務実施者に機構保存本人確認情報（住民基本台帳法３０条の７第３項の規定により機構が保存する本人確認情報で同項の規定による保存期間が経過していないもの）を提供するとき（５号）。
- ⑥ 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継に伴い特定個人情報を提供するとき（６号）。
- ⑦ 住民基本台帳法３０条の６第１項の規定その他政令で定める同法の規定により特定個人情報を提供するとき（７号）。
- ⑧ 法別表第２の第一欄に掲げる情報照会者が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる情報提供者に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提

供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき（８号）。

- ⑨ 条例事務関係情報照会者が、政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者に対し、当該事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報であって当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるものの提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき（９号）。
- ⑩ 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法４６条４項若しくは５項、４８条７項、７２条の５８、３１７条又は３２５条の規定その他政令で定める同法又は国税に関する法律の規定により国税又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき（１０号）。
- ⑪ 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき（１１号）。
- ⑫ 社債、株式等の振替に関する法律２条５項に規定する振替機関等が同条１項に規定する社債等の発行者又は他の振替機関等に対し、これらの者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、社債等の振替を行うための口座が記録されるものを利用して、同法又は同法に基づく命令の規定により、社債等の振替を行うための口座の開設を受ける者が法９条４項に規定する書面に記載されるべき個人番号として当該口座を開設する振替機関等に告知した個人番号を含む特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全

を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき（１２号）。

⑬ 法３５条１項の規定により求められた特定個人情報を個人情報保護委員会に提供するとき（１３号）。

⑭ 法３８条の７第１項の規定により求められた特定個人情報を総務大臣に提供するとき（１４号）。

⑮ 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法１０４条１項若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律１条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき（１５号）。

⑯ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき（１６号）。

⑰ その他これらに準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定めるとき（１７号）。

イ 個人番号及び特定個人情報の収集等の制限

法１５条及び２０条は、何人も、前記ア①ないし⑰のいずれかに該当する場合を除き、他人（自己と同一の世帯に属する者以外の者をいう。）に対し、個人番号の提供を求めてはならず、特定個人情報（他人の個人番号を含むものに限る。）を収集し、又は保管してはならないと定めている。

ウ 特定個人情報ファイルの作成の制限

法２９条は、個人番号利用事務等実施者その他個人番号利用事務等に従事する者は、前記ア⑬ないし⑰のいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号利用事務等処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成しては

ならないと定めている。

(4) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供

ア 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供方法等

情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供方法等について、番号利用法は、以下のとおり定めている。

(ア) 提供方法

情報照会者から法 19 条 8 号の規定により特定個人情報の提供の求めがあった場合、内閣総理大臣は、①情報照会者、情報提供者、情報照会者の処理する事務又は当該事務を処理するために必要な特定個人情報の項目が法別表第 2 に掲げるものに該当しないとき、及び、②当該特定個人情報が記録されることとなる情報照会者の保有する特定個人情報ファイル又は当該特定個人情報が記録されている情報提供者の保有する特定個人情報ファイルについて、法 28 条（3 項及び 5 項を除く。）に係る規定に違反する事実があったと認められるときに該当する場合を除き、政令で定めるところにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供者に対して特定個人情報の提供の求めがあった旨を通知する（法 21 条 2 項）。

情報提供者は、上記の内閣総理大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供する（法 22 条 1 項）。

情報提供者及び情報照会者は、法 19 条 8 号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、情報提供等記録を記録し、一定期間保存し（法 23 条 1 項、2 項）、かつ、内閣総理大臣は、同じ情報を情報提供ネットワークシステムに記録し、一定期間保存する（同条 3 項）。

(イ) 情報提供ネットワークシステムに係る秘密の管理

内閣総理大臣並びに情報照会者及び情報提供者は、情報提供等事務(法 19 条 8 号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務をいう。以下同じ。)に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、情報提供ネットワークシステム並びに情報照会者及び情報提供者が情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない(法 24 条)、また、情報提供等事務又は情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない(法 25 条)。

(ウ) 条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求めの場合

条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求めについては、前記(ア)及び(イ)の各規定を準用する(法 26 条)。

イ 情報提供等記録の開示請求

情報提供等記録については、本人又は代理人(任意代理を含む。)が、これを保有する行政機関の長に対し、開示を請求することができる(個人情報保護法 76 条、法 31 条 1 項、2 項)。

上記の開示請求に当たっては、マイナポータルを利用してインターネット上で情報提供等記録の開示請求の手続を行い、その記録の内容を確認することが可能である(法附則 6 条 3 項)(乙 19)。

ウ 情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携の方法

法 24 条は、内閣総理大臣並びに情報照会者及び情報提供者は、情報提供事務に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、情報提供ネットワークシステムの安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならないと定め、その上で、番号利用法及び施行令の規定に基づく特定個人情報の提供方法に関する技術的基準

が技術的基準告示によって定められており、これらを受けて、以下のとおりセキュリティ対策が施されている。

(ア) アクセス制御による管理

- a 自治体中間サーバーとは、情報連携の対象となる特定個人情報の副本を保有・管理し、情報提供ネットワークシステムと既存システムとの情報の授受について、仲介を行う役割を担う中間サーバーをいう(乙21)。
- b 自治体中間サーバーは、東西2か所のデータセンター内に集約して設置されており、2箇所の自治体中間サーバー・プラットフォームは相互にバックアップをとっている。各自治体中間サーバーで管理するデータは、各情報保有機関である地方公共団体が当該地方公共団体の管理する情報にアクセスできる権限を設定することでアクセスできる者を限定し、かつ、各地方公共団体がそれぞれ暗号化されたデータベースにおいて管理することとしている。(乙21)
- c また、自治体中間サーバーについては、東西データセンター間及び運用監視拠点と東西データセンター間の通信回線に、専用回線を用いており、VPN(広域網や公衆回線等に接続している拠点間を認証技術や暗号化を用いて保護し、専用線であるかのような接続を可能とする技術をいう。)装置を利用して、自治体中間サーバーに接続する回線を地方公共団体ごとに分離するというセキュリティ対策を行っている(乙21)。

(イ) 情報提供用個人識別符号の利用

施行令20条1項及び2項は、情報照会者による法19条8号及び条例事務関係情報提供者による同条9号の規定による特定個人情報の提供の求めは、デジタル庁令で定めるところにより、情報照会者又は条例事務関係情報の使用に係る電子計算機から情報提供ネットワークシステム

を使用して内閣総理大臣の使用に係る電子計算機に、当該特定個人情報に係る本人に係る情報提供用個人識別符号、当該特定個人情報の項目及び当該特定個人情報を保有する情報提供者又は条例事務関係情報提供者の名称その他デジタル庁令で定める事項を送信する方法により行うものとするとしている。

(5) 個人情報保護委員会による監督制度

ア 個人情報保護委員会の設置

個人情報保護委員会は、内閣府設置法49条3項に基づき、内閣府の外局に設置される合議制の機関であり（個人情報保護法127条1項）、内閣総理大臣の所轄に属するものとされている（同条2項）。

個人情報保護委員会は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命した委員長及び委員8人をもって組織される（個人情報保護法131条1項、3項）。

イ 個人情報保護委員会の所掌事務

個人情報保護委員会の所掌事務のうち、番号利用法に関するものとして、特定個人情報の取扱いに関する監視又は監督並びに苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること、特定個人情報保護評価等に関することが挙げられている（個人情報保護法129条4号、5号）。

ウ 個人情報保護委員会による監督等の権限

番号利用法上、個人情報保護委員会は、後記(6)ウで述べる特定個人情報保護評価の承認（法28条）のほか、以下の権限を有することが定められている。

(ア) 指導及び助言

個人情報保護委員会は、番号利用法の施行に必要な限度において、個人番号利用事務等実施者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な

指導及び助言をすることができ、この場合において、地方公共団体又は地方独立行政法人における特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、当該特定個人情報と共に管理されている特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関し、併せて指導及び助言をすることができる（法 33 条）。

(イ) 勧告及び命令

個人情報保護委員会は、特定個人情報の取扱いに関して法令の規定に違反する行為が行われた場合において、特定個人情報の適正な取扱いの確保のために必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができ（法 34 条 1 項）、この勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる（同条 2 項）。さらに、個人情報保護委員会は、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、法令の規定に違反する行為をした者に対し、勧告を前提とすることなく、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる（同条 3 項）。

(ウ) 報告及び立入検査

個人情報保護委員会は、特定個人情報を取り扱う者その他の関係者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該特定個人情報を取り扱う者その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、特定個人情報の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる（法 35 条 1 項）。



(エ) 措置の要求

個人情報保護委員会は、特定個人情報の取扱いに利用される情報提供ネットワークシステムその他の情報システムの構築及び維持管理に関し、機能の安全性及び信頼性を確保するよう、直接、その設置・管理主体たる内閣総理大臣その他の関係行政機関の長に対し、必要な措置を実施するよう求めることができる（法３７条１項）とともに、当該措置の実施状況について報告を求めることができる（同条２項）とされている。また、個人情報保護委員会は、内閣総理大臣に対し、その所掌事務の遂行を通じて得られた特定個人情報の保護に関する施策の改善についての意見を述べるることができる（法３８条）。

エ その他の監督措置

(ア) 検査等

特定個人情報ファイルを保有する行政機関、独立行政法人等及び機構は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について個人情報保護委員会による検査を受けるものとされている（法２９条の３第１項）。また、特定個人情報ファイルを保有する地方公共団体及び地方独立行政法人は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、個人情報保護委員会に対して当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について報告するものとされている（法２９条の３第２項）。

(イ) 漏えいに関する報告

個人番号利用事務等実施者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態が生じたときは、個人情報保護委員会に報告しなければならない（法２９条の４第１項）。

オ 適用除外

法 36 条は、各議院審査等が行われる場合又は法 19 条 15 号の政令で定める場合のうち各議院審査等に準ずるものとして政令で定める手続が行われる場合における特定個人情報の提供及び提供を受け、又は取得した特定個人情報の取扱いについて、個人情報保護委員会が前記ウ(ア)ないし(ウ)の権限を行使することができない旨定めている。

施行令 34 条は、上記の政令で定める手続として、警察官による少年法 6 条の 2 第 1 項又は第 3 項に基づく調査が行われる場合、公安調査官による破壊活動防止法 27 条の規定による調査又は同法 28 条 1 項に基づく書類及び証拠物の閲覧の求めが行われる場合等を定めている。

(6) 特定個人情報保護評価制度

特定個人情報保護評価について、番号利用法は以下のとおり定めている。

ア 指針の作成及び公表

個人情報保護委員会は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、特定個人情報ファイルを保有しようとする者が、特定個人情報保護評価を自ら実施し、これらの事態の発生を抑止することその他特定個人情報を適切に管理するために講ずべき措置を定めた指針を作成し、公表する（法 27 条 1 項）。

イ 特定個人情報保護評価の実施

行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、個人情報保護委員会規則で定めるところにより評価を行い、その結果を記載した書面（以下「評価書」という。）を公示し、広く国民の意見を求めるものとする（法 28 条 1 項）。その際に、評価する事項は、特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報の量や特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要、特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及

び電子計算機処理等の方式、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報保護するための措置などである（同項各号）。

ウ 個人情報保護委員会の承認等

行政機関の長等は、国民からの意見を十分考慮した上で評価書に必要な見直しを行った後に、評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて個人情報保護委員会の承認を受けるものとされ（法 28 条 2 項）、個人情報保護委員会は、その取扱いが個人情報保護委員会の定めた指針に適合していると認められる場合でなければ、承認してはならない（同条 3 項）。その上で、行政機関の長等は、この承認を受けたときは、速やかに評価書を公表するものとし（同条 4 項）、この公表を行っていない特定個人情報ファイルに記録された情報を、情報提供ネットワークシステムを使用して提供し、又は当該特定個人情報ファイルに記録されることとなる情報の提供を求めてはならない（同条 6 項）。

(7) 安全管理措置の義務付け

ア 安全管理措置の内容

個人番号利用事務等実施者には、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じることが義務付けられている（法 12 条）。

この安全管理措置として、個人情報保護委員会は、特定個人情報たる書類を机上に放置することの禁止、特定個人情報を施錠できる場所に保管すること等の物理的な保護措置、特定個人情報を含むデータベースにアクセスできる従業員の限定、データベースについてのウイルス対策等の技術的な保護措置、特定個人情報の取扱いについての従業員への教育・研修等の人的な保護措置及び特定個人情報の取扱責任者の設置等の組織的な保護措置などを挙げて、行政機関・地方公共団体等及び民間事業者に対してガイドラインを示している（乙 7、8）。

イ 委託先における安全管理措置

個人番号利用事務等については、その全部又は一部を委託することができ（法 9 条 1 項ないし 4 項各後段）、その委託に伴い、委託者は受託者に対し、特定個人情報を提供することができる（法 19 条 6 号）。受託者は、委託の対象が個人番号利用事務であるときは個人番号利用事務実施者として、委託の対象が個人番号関係事務であるときは、個人番号関係事務実施者として、前記アのとおり安全管理措置義務を負う。

また、法 11 条は、委託者が、当該委託に係る個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、受託者に対する監督義務を負う旨を定め、法 10 条は、再委託をするには委託者の許諾を必要とする旨定めている。

ウ 研修

行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有し、又は保有しようとするときは、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対して、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項その他の事項に関する研修を行うものとされている（法 29 条の 2）。

エ 安全管理措置の履行の確保

個人情報保護委員会は、ガイドラインにおいて安全管理措置義務の内容として定めた措置について、個人番号利用事務等実施者がこれを講じなかった場合には、法令違反と判断して、当該個人番号利用事務等実施者に対し、監督等を行う場合がある（乙 7、8）。

(8) 成りすまし防止措置

ア 本人確認措置の義務付け

個人番号利用事務等実施者は、本人から個人番号の提供を受けるときは、個人番号カードの提示を受け、又は基本 4 情報及び個人番号が記載された

住民票の写し等の提示を受けること等により、本人確認措置をとらなければならないとされている（法１６条、施行令１２条１項）。

イ 個人番号カードのセキュリティ対策

個人番号カードには、カード記録事項を閲覧し、又は改変する権限を有する者以外の者による閲覧又は改変を防止するために必要な措置が講じられている（前記前提事実（第２の２(2)ウ(イ)））。

当該措置として以下のものがある。

(ア) 交付時の本人確認

個人番号カードの交付の際には、原則として市町村の事務所へ出頭を求め、本人確認書類の提示による確認を行う（法１７条、１６条、施行令１２条２項、１項、１３条２項）。

(イ) 偽造防止対策

個人番号カードには、複雑に組み合わせた模様を背景とすることにより記載内容の削除や書換えを防止する彩紋パターン、コピー時に隠れた文字が浮かび上がるコピー牽制、カード券面の内層に印字することで記載内容の改ざんを防止するレーザーエングレービング、顔写真のふちをぼかすことにより写真の貼り替えを防ぐシェーディング加工等の偽造防止対策が施されている（乙４）。

ウ マイナポータルの利用における成りすまし防止措置

マイナポータルにログインして特定の個人の特定個人情報にアクセスするためには、電子証明書が搭載された個人番号カードによる認証に加え、当該個人が自ら管理する電子証明書のパスワードの入力が必要とされている（乙１）。

また、個人番号カード及びその電子証明書のパスワードの双方が第三者に不正に取得されるなどして、マイナポータルを介して特定個人情報が漏えいするおそれが生じた場合には、本人が直ちにその旨をコールセンター

へ連絡して個人番号カードの機能を一時停止等させることができ、これにより、何人もマイナポータルにログインすることができないようにアクセスを制御することが可能である（乙４）。

(9) 罰則

ア 内容

番号制度について、番号利用法等の法律により、以下のとおり罰則が定められている。

(ア) 秘密漏えい等

情報提供等事務又は情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務に従事する者又は従事していた者が、その業務に関して知り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は盗用したときは、３年以下の懲役若しくは１５０万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する（法５０条）。

機構の役員若しくは職員又はこれらの職務にあった者が、機構処理事務に関して知り得た秘密を漏らしたときは、２年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する（法５２条の２）。

戸籍関係情報作成用情報の作成に関する事務に従事する者又は従事していた者が、その業務に関して知り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は盗用したときは、２年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する（法５２条の３）。

(イ) 個人情報保護委員会の委員等による秘密漏えい等

個人情報保護委員会の委員長、委員、専門委員及び事務局の職員で、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用した者は、２年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。その職務を退いた後も同様である（個人情報保護法１７２条）。

(ウ) 職権濫用による文書等の収集

国の機関、地方公共団体の機関若しくは機構の職員又は独立行政法人

等若しくは地方独立行政法人の役員若しくは職員が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する特定個人情報記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する（法52条）。

(エ) 特定個人情報ファイルの不正提供

個人番号利用事務等又は個人番号の指定若しくは通知、個人番号とすべき番号の生成若しくは通知若しくは機構保存本人確認情報の提供に関する事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。）を提供したときは、4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する（法48条）。

(オ) 個人番号の不正提供、盗用

前記(エ)に掲げる者が、その業務に関して知り得た個人番号を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する（法49条）。

(カ) 詐欺行為等による情報取得

人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為その他の個人番号を保有する者の管理を害する行為により、個人番号を取得した者は、3年以下の懲役又は150万円以下の罰金に処する（法51条1項）。

(キ) 命令違反

法34条2項又は3項の規定による個人情報保護委員会の命令に違反した者は、2年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する（法53条）。

取得番号及び戸籍関係情報作成用情報の取扱いについて、法34条2

項又は3項の規定による個人情報保護委員会の命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する（法53条の2）。

(ク) 検査忌避等

法35条1項の規定による個人情報保護委員会への報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する（法54条）。

取得番号及び戸籍関係情報作成用情報の取扱いに関し、上記同様の検査忌避等の行為をした者は、30万円以下の罰金に処する（法55条の2）

(ケ) 個人番号カードの不正取得

偽りその他不正の手段により個人番号カードの交付を受けた者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する（法55条）。

イ 適用範囲

法48条ないし52条の3及び個人情報保護法172条の規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用するものとされている（法56条、個人情報保護法178条）。

また、法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、法48条、49条、53条又は51条、53条の2～55条の2の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科することとされている（法57条1項）。

3 争点(1) (番号制度が控訴人らの憲法上の権利を侵害するか否か) について

次のとおり原判決を補正し、後記4のとおり説明を付加するほかは、原判決「事

実及び理由」中、「第3 当裁判所の判断」欄の2に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決44頁14行目の「利用等を」を「利用等」に改める。
- (2) 原判決50頁23行目の「7号及び8号」を「8号及び9号」に改める。
- (3) 原判決59頁6行目、同8行目、同12行目、60頁5行目、同11行目、同18行目、同22行目、同23行目、同25行目、61頁1行目の「14号」をいずれも「15号」に改める。
- (4) 原判決59頁7行目及び60頁20行目の「24号」をそれぞれ「22号」に改める。

4 付加説明

- (1) 控訴人らは、当審においても、マイナンバー制度は、国がすべての国民の同一性を認識し、すべての国民の個人情報を個人番号に紐付けることのできる制度であり、国家が個人情報の紐付けを広範囲に行うことは、プライバシーをはじめとする基本的人権の侵害につながる具体的危険性がある旨主張する。

番号利用法は、個人番号の持つ高度の個人識別機能を利用して、行政運営の効率化、給付と負担の公正性の確保及び国民の利便性向上を図ることを主たる目的とするものであるが、番号制度のもとでは、個人の通院記録等、秘匿性の高い情報を含む個人情報が個人番号と紐付けて管理されることになるから、その利用方法を誤ったり、悪用された場合には、個人情報が知らぬ間に第三者に開示、公表されるなどして、重大なプライバシー侵害を生じさせる可能性があることは否定できない。

しかし、そうであるからこそ、番号利用法は、共通基盤としての番号制度を導入するに当たり、個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いを確保し、プライバシー侵害を防止するため、上記2のとおり、個人番号及び特定個人情報の収集等の範囲を番号利用法が定める番号制度の目的に適合する範囲に限定し、法制度上及びシステム技術上の各種保護措置をきめ細かく規定した

上、個人情報保護委員会による監督制度、特定個人情報保護評価制度を定め、個人番号利用事務等実施者に個人番号の漏えい防止その他個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じることを義務付けるなどするとともに、漏えいのおそれが生じた場合の被害拡大防止措置を講じ、また、かかる漏えいを抑止し、個人情報保護委員会の監督権限の実効性を担保し、上記抑止に向けた保護措置を補完すべく、罰則規定を置くなどしているのであって、何より、個人情報の目的外の利用及び提供は原則として禁止されている。これらからすると、番号利用法は、行政機関等においてプロファイリングを行うことをその目的とするものではないし、行政機関等がその保有する個人情報をもとにプロファイリングを行うことを許容するものでもない。その他、争点(1)(番号制度が控訴人らの憲法上の権利を侵害するか否か)について、原判決を補正の上引用して判断したとおりであって、控訴人らの上記主張を踏まえ、番号制度の目的、内容等を精査しても、番号制度が控訴人らのプライバシーをはじめとする基本的人権の侵害につながる具体的危険性を有するとはいえない。

- (2) 控訴人らは、当審においても、番号利用法の具体的な問題点として、任意捜査の方法で情報収集がされた場合は、司法による事前審査が及ばないし、収集された証拠が公判に提出されなければ、裁判所においてかかる証拠収集がされたことを認識する機会もなく、司法による事後的な審査も及ばないことになることに照らすと、捜査機関による個人番号の取得に個人情報保護委員会の監督が及ばないことは、法制度上の不備である旨主張する。

しかし、刑事訴訟法189条2項は司法警察職員は犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査することができる旨を（検察官については同法191条1項に同趣旨の規定がある。）、同法197条は、捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる旨を定めているから、捜査機関は、犯罪の疑いがあり、かつ捜査上の必要があ

る場合でなければ、公務所等に対して特定個人情報の提供を求めることはできないというべきところ、控訴人らが個人番号により紐付けられることを懸念する税金、年金、社会保険等の情報は、従前より、捜査機関において、捜査上の必要があれば捜査関係事項照会等の任意捜査の方法により取得し得たものである。これらの情報が個人番号により紐付けられることで、捜査機関による情報収集が効率化する可能性はあるが、そうであるからといって、番号利用法によって無限定な情報収集が許容されるようになったわけではないし、当然ながら、刑事事件の捜査のため提供を受けた特定個人情報は、提供を受けた目的を達成するために必要な限度で許されるに過ぎない（法9条6項）。控訴人らの主張は、要するに、捜査機関が任意捜査の方法により情報取得した場合、その捜査対象となった事件が公判請求されないと、捜査機関による情報取得方法等に何らかの問題があったとしても司法審査を及ぼす機会がないことを問題視するもので、かかる点は、刑事訴訟法上の問題として議論し得るとしても、これが番号利用法固有の問題であるとはいえない。そして、これらのことに加え、事件捜査の密行性等に照らせば、捜査機関による個人番号の取得に個人情報保護委員会の監督が及ばないことが法制度上の不備であるとまではいえず、控訴人らの上記主張は採用できない。

- (3) 控訴人らは、当審においても、法19条15号及び同条17号の規定は白紙委任であって憲法41条に違反し、控訴人ら個人の情報をみだりに収集、提供するものとして同法13条に違反する旨主張する。

しかし、上記（原判決を補正の上引用）したとおり、法19条15号は、「国政調査に基づく場合、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査が行われるとき」を具体的に列挙した上で、その末尾で「その他政令で定める公益上の必要があるとき」に政令に委任するとしているから、この「その他」の文言は上記具体的列挙に係る事由と同等、同様の公益上の

必要性があるものに限定するものと認められ、同号が政令において特定個人情報の提供が可能な事項を無制限に定めることを認める白紙委任であるとはいえない。また、同号は、各議院の審査等、公益上の必要性がある場合にまで特定個人情報の提供を制限するのは不適當であることから設けられた規定であると解され、その趣旨からすれば、ここにいう公益を税、社会保障及び災害分野の3分野に限定すべき理由はない。

また、法19条17号は、「その他これらに準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定めるとき」としているから、その規定ぶりからすれば、「その他これらに準ずるもの」が同条1号から16号で具体的に定める例外的場合に準ずる場合をいうことは明らかである。したがって、法19条17号は、特定個人情報の提供ができる場合を個人情報保護委員会規則において無制限に定めることを許容したものではないから、これを白紙委任であるとはいえないし、個人情報保護委員会が特定個人情報の取扱いを監視、監督するための機関であって、独立性の高いいわゆる三条委員会であることに照らしても、特定個人情報の提供ができる場合を定めることを同委員会規則に委任するにつき、控訴人らが主張するような問題があるとはいえない。

この点についての控訴人らの主張も採用できない。

- (4) 控訴人らは、当審において、個人番号カードに貼付されている顔写真に係る顔写真データは、国と地方公共団体が共同で管理する法人となった機構が保有しており、機構がその保有する顔写真データを用いて顔認証技術と特定個人情報を結びつけば、国民の徹底した監視が可能になり、プライバシーを侵害する具体的な危険が生じる旨主張する。

しかし、機構は、個人番号カードの交付申請を受け、発行を行うのに必要な範囲で顔写真データを保有・管理しているもので（地方公共団体情報システム機構法22条3号、法16条の2）、その必要な範囲を超えて、顔認証技術を用いるなどして顔写真データにより個人を特定することや顔写真デー

タと特定個人情報とを結び付けることは予定も許容もされていない。このことからすれば、個人番号カードに貼付されている顔写真に係る顔写真データを機構が保有していることによって、直ちに国民が徹底して監視され、プライバシーが侵害される具体的危険性があるということとはできない。

また、控訴人らは、当審において、マイキープラットフォームを利用するためのマイキーIDや個人番号カードのICチップ内の利用者証明書に格納された発行番号は、いずれも個人番号と事実上同一の機能を果たすところ、これらについては個人番号のような利用制限がないから、これらの情報を管理している機構において、情報の名寄せをすることができ、プライバシーが侵害されるとも主張する。

そこで検討するに、証拠（乙39～42）及び弁論の全趣旨によれば、個人番号カードについては、申請者の申請により、同カードに内蔵されたICチップに電子証明書（公的個人認証サービスに係るオンライン上での本人確認又は本人認証に用いるために発行される電磁的記録）を記録することができること（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（以下「公的個人認証法」という。）3条1項等）、このうち、「個人番号カード用署名用電子証明書」については、電子署名を行った者を特定するために基本4情報（氏名、住所、生年月日、性別）及び署名用電子証明書の発行番号が記録され、「個人番号カード用利用者証明書電子証明書」については、電子利用者証明を行った者を認証するために利用者証明用電子証明書の発行番号が記録されること、電子証明書には有効期限があり、有効期限の経過に伴い新たに発行されるたび発行番号は異なる番号となること、マイキープラットフォームとは、個人番号カードのマイキー部分（ICチップの空き領域と公的個人認証の部分）を活用して、個人番号カードを各種サービスと呼び出す共通の手段とするための共通情報基盤のことをいい、マイキーIDは、マイキープラットフォーム等のサービスを利用する者がウェブ上

で任意で作成し、マイキープラットフォームに登録して活用するもので、任意に変更したり廃止することが可能であること、以上の事実が認められる。

これによれば、申請者の申請により個人番号カードに記録される電子証明書の発行番号は有効期限があり、有効期限の経過に伴い新たに発行されるたび異なる番号となるし、マイキーIDも、任意でマイキープラットフォームを利用することを選択した際に初めて作成されるもので、変更したり廃止することもできるものであるから、いずれも、全住民に付番され、原則として生涯不変の番号である個人番号とはその性質が異なり、個人番号と事実上同一の機能を有するとまではいえない。

また、電子証明書の発行番号は、番号利用法2条8項に規定する広義の個人番号に該当しないことから、番号利用法の規制は及ばないが、公的個人認証法において、他の機関の電子計算機システムや他の個人情報ファイルとの結合によって、特定の個人に係る個人情報を集積することができないよう必要な規制がかけられている。具体的には、機構や署名検証者等（同法17条4項、18条参照）、署名確認者（同法17条5項参照）又は利用者証明検証者（同法36条2項参照。以下、この三者を「検証者等」という。）以外の者が、業として、電子証明書の発行番号が記録されたデータベースであって、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているものを構成することは禁じられているし（同法63条1項）、検証者等が、機構から受領した電子証明書の発行番号を含む署名用電子証明書失効情報等や利用者証明用電子証明書失効情報等を法定の確認等以外の目的で利用、提供することも禁じられていて（同法52条、53条）、機構が新旧の電子証明書の発行番号を含む認証業務情報につき、これを利用、提供できる場合も限定されている（同法45条）。加えて、同法及び同法施行規則を実施するため総務省が示している「認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準」（乙43。以下「技術的基準」という。）は、電子証明書発

行番号の外部提供を禁止している（技術的基準31条3号）。

これらの法整備の状況等からすれば、マイキーIDや電子証明書の発行番号を管理する機構において、情報の名寄せをすることによりプロファイリング等を行う具体的なおそれがあるとはいえないというべきである。

- (5) その他、控訴人らの原審・当審を通じての主張を踏まえ、当審で提出された意見書（甲60、61、64）ほか原審及び当審における全証拠を精査、検討しても、上記判断は左右されない。

5 結論

よって、控訴人らの請求をいずれも棄却した原判決は相当であり、本件控訴はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第11民事部

裁判長裁判官 植 屋 伸 一

裁判官 福 田 修 久

裁判官 大 河 三 奈 子